

団体代表者 様

「戸田市立少年自然の家」の再開における利用ガイドラインについて

戸田市立少年自然の家所長

戸田市立少年自然の家では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、令和2年3月4日から6月18日まで臨時休館しておりましたが、6月19日から利用の受入れを再開することになりましたので、お知らせいたします。受入再開にあたり、感染症の拡大リスクを減らし、皆様にできる限り安心して御利用いただけるよう、以下のとおりガイドラインを作成いたしました。

なお、本ガイドラインは当面の間、実施するものとし、国内における感染状況などに応じて変更となる場合があります。

利用申込からご利用日まで

- 本ガイドラインについて、ご同意いただいた上でお申し込みください。なお、申込後は、参加者全員への周知をお願いします。
- 参加者の皆様については、利用日の7日前から利用日の朝までの間、発熱や息苦しさ、咳などの症状、嗅覚や味覚の低下、体調不良の有無についてご確認いただき、ひとつでも該当する症状があった方は、予めご利用を控えていただきますようお願いいたします。必要に応じて、「別紙 健康チェック表」をご利用ください。なお、**滞在中に上の項目に該当する参加者が生じた場合には、新型コロナウイルスに感染していることを想定した対応をさせていただきます。その場合、団体全員が濃厚接触者となる為、速やかに退所していただきます。**
- 体温計、マスク、ハンカチ、ゴミ袋、歯磨き用コップ及びドライヤーは、個人又は利用団体で用意し、ご持参ください。
- 緊急連絡先を明記した参加者名簿を作成し、ご持参ください。必要に応じて「別紙 参加者名簿及び緊急連絡先」をご利用ください。
- ご利用期間中に感染の疑いがある参加者が生じた場合を想定し、自家用車等で医療機関やご家庭までの送迎について、また、団体の退所方法について計画してください。

入所時

- 次の項目について確認し署名をお願いします。
 - ・利用期間中に感染防止について徹底していただくことや退所後に協力していただくこと。
 - ・利用日の7日前から利用日の朝までの間、チェック項目に該当する参加者がいないこと。
 - ・感染の疑いがある参加者が生じた場合の緊急連絡先と送迎計画があること。
 - ・本ガイドラインに同意し、順守すること。

利用期間中

【施設の対応】

- ・宿泊定員については、半分程度以下とし、適切な部屋割りをさせていただきます。

- ・食事及びお風呂の利用については、可能な限り他団体と接触がないように調整いたします。
- ・食事については、団体ごとに食事場所を指定し、使用後にテーブルや椅子の消毒を行います。また、人と対面にならないようにしながら、対人距離（できるだけ2 m【最低1 m】）を確保するように椅子を配置します。
- ・団体の退所後には、宿泊室の消毒を行います。また、手摺やドアノブ、玄関や食堂などの共用部分については定期的にアルコール等で消毒を行います。
- ・施設内は定期的に換気を行います。
- ・感染の疑いがある利用者が生じた場合、退所の準備が整うまで隔離室にて待機していただきます。また、全ての団体の代表者を集め、情報を共有し、今後の活動について相談いたします。
- ・体育室は、当面の間、利用を中止します。
- ・消毒用アルコールを受付カウンター及びトイレ等に設置します。

【利用者に徹底していただくこと】

- ・飲食時や入浴時を除く、館内におけるマスクの着用。
- ・朝晩2回の健康確認を行い、朝は朝食前、晩は21：30までに事務室に報告してください。
※発熱等の体調不良があった場合は速やかに職員へ連絡する。
- ・丁寧な手洗いやこまめな消毒。
- ・対人距離の確保と定期的な換気。
- ・ロビーの利用については、大人数、長時間での御利用は控えてください。
- ・食事中は会話をできるだけ控えてください。
- ・ゴミは原則持ち帰りください。
- ・キャンプ場利用時は、対人距離を守ってください。また、キャンプファイヤーの際、手をつなぐ等、接触するレクリエーションは控えてください。

【代表者へのお願い】

- ・感染の疑いが生じた場合の受診等については、諏訪保健所（24時間対応 0266-57-2930）に相談し、指示を仰いでください。
- ・夜間でも連絡が取れるよう携帯電話を持参ください。（夜間の連絡は事務所受付にあるインターホンを使用してください。）

退所後

- 医療機関を受診した場合は、速やかに受診結果を報告してください。また、PCR検査を行った場合は、検査結果をお知らせください。
- 退所後2週間以内に団体内で感染が確認された場合は、当施設（0266-62-4307）へ連絡してください。

職員や利用者から感染者が生じた場合

- 感染の可能性がある団体には速やかに連絡します。また、予約のある団体に連絡し、今後の利用について相談させていただきます。

○保健所から求めがあった場合は、宿泊者名簿等を提出するなどして調査に協力します。